

検討課題⑩ 温泉法におけるアナログ規制(申請などのオンライン化)についての調査結果

<調査結果>

【デジタル技術活用の可能性に係る基礎調査】

- 都道府県及び政令市における「申請」「届出」「行政処分の通知等」のオンライン化の状況及び手数料徴収方法に係るアンケート調査を実施

検討課題⑩ 温泉法におけるアナログ規制(申請などのオンライン化) についての調査結果

| | |
|-------------------|---|
| <p>オンライン化の状況</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 36都道府県で申請・届出手続きのオンライン化を未実施 ● 4都道府県で届出の一部のみをオンライン化 ● 7都道府県が申請・届出の一部についてオンライン化 ● 全ての申請・届出をオンライン化している都道府県はない ● 料金徴収については、証紙や現金、納付証明書のみ都道府県が38。料金徴収について一部オンライン化（振込を含む）している都道府県が9（内3例が申請・届出と料金徴収システムを関連付けて運用している） ● 申請・届出と料金徴収を関連付けたシステムを今後数年以内に構築予定の都道府県は2 |
| <p>オンライン化の課題等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ● 手数料の徴収が証紙や納付証明書等であり、オンライン化されていない ● 添付書類が多く書類の不備が多い戸籍謄本や住民票の写しなど、個人情報に関わる提出物がある ● 土地の登記簿謄本や法人の登記事項証明書等、資産情報に関わる提出物がある ● 同意書や測量士の押印付き証明書等、原本提出が必要な書類がある ● 配置図や測量図面のような大版の大容量画像データの送受信とそのデータを判読する機器を整備する必要がある ● 面談等の対面対応を通じて申請書類不備の是正等を行う必要がある ● 申請及び届出は事前協議を必須としている ● 申請や届出が少なくシステム構築の費用対効果が望めない ● 大容量の書類をオンラインでやり取りする場合の通信環境の確保 ● 申請等保健所を経由する条例がある ● 行政処分の通知文書には公印が必要 ● 高齢者の申請等デジタル弱者に配慮する必要がある |